令和８年９月

胎 内 市 農 業 委 員 会

総 会 議 事 録

令和８年９月 25 日

決　　裁			
会 長	局 長	係	担 当

胎内市　農業委員会　総会議事録

1　開催日時　令和８年９月 25 日（金）午後１時 30 分から午後１時 48 分

2　開催場所　胎内市役所　全員協議会室

3　出席委員

農業委員（１４人）

会　　長：	１番：	松村　孝市	会長代理：	２番：	榎本　太
委　　員：	３番：	片野　敏彦	委　　員：	４番：	栁澤　兵庫
委　　員：	５番：	片野　賀津雄	委　　員：	６番：	川上　勝之
委　　員：	７番：	南波　雅子	委　　員：	８番：	安城　守英
委　　員：	９番：	三宅　寿晴	委　　員：	１０番：	今井　輝子
委　　員：	１１番：	長谷川　孝広	委　　員：	１２番：	本間　浩
委　　員：	１３番：	三浦　幸子	委　　員：	１４番：	藤村　信広

農地利用最適化推進委員（６人）

委　　員：	中条：	１５番：	高橋　一栄	委　　員：	中条：	１６番：　吉村　優作
委　　員：	築地：	１９番：	信田　寿幸	委　　員：	築地：	２０番：　水澤　幸男
委　　員：	黒川：	２１番：	中川　金男	委　　員：	黒川：	２２番：　中山　学

4　欠席委員（２人）

委　　員：	乙	１７番：	小泉　正	委　　員：	乙	１８番：　井上　優彦

5　議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　諸般の報告
第３　議　事
　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について
　第２号議案　胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について
第４　報　告
　報告第１号　農地法第４条第１項第８号（農地法施行規則第２９条）
　　の該当による届出について

6　農業委員会事務局職員

事務局長：小野智裕、主事：五十嵐一磨

7　会議の概要

議長	ただ今から、令和８年９月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第７条の規定により、会議は成立いたしました。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、3番片野敏彦委員、4番栁澤兵庫委員のお二人にお願いいたします。 次に日程第2、諸般の報告をいたします。 事務局報告願います。
事務局	それでは、ご報告いたします。 皆様のお手元にお配りしましたのは、８月の総会以降の行事等の内容であります。 ９月18日、９月の事前審査会を市役所２階会議室で開催し、3班の委員の皆様に案件を審査していただきました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長	次に日程第3、議事に入ります。 始めに、第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第１号議案をご説明いたします。 議案書１ページをお願いします。 第１号議案は、譲渡人からの要望による売買が３件であります。 １番の案件は、譲渡人からの要望により塩津地内の田について売買するもので、面積は合計２筆4,810㎡であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。 ２番の案件は、譲渡人からの要望により大塚地内の畑について売買するもので、面積は１筆160㎡であります。土地売買価格は総額〇〇円であります。 ３番の案件は、譲渡人からの要望により小舟戸地内の畑について売買するもので、面積は１筆178㎡であります。土地売買価格は総額〇〇円であります。 第１号議案は、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議長	第１号議案の事前審査結果について、８番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。
８番	それでは、ご報告いたします。 去る９月18日、市役所２階農業委員会会議室におきまして、3班の委員４名及び事務局２名で、事前審査会を開催いたしました。 第１号議案は、譲渡人からの要望による売買が３件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いします。

	以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。 （質疑・なしの声）
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。 （農業委員：挙手）
議長	全会一致と認めます。 よって、第1号議案は許可することに決定いたしました。 次に、第 2 号議案「胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題といたします。この第 2 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。 事務局説明願います。
事務局	第 2 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。 議案書 2 ページをお願いします。 この所有権移転は、中間管理機構が実施する特例事業によるものであります。 対象農地として、売買する農地を含め、概ね半径 500m以内に 1ha 以上の耕作地があることが条件となっております。 譲受人の条件としましては、地域計画に位置付けられた農業の担い手で、かつ認定農業者や農地所有適格法人等が対象となっております。 1 番の案件は、羽黒地内の田について売買するもので、譲受人は認定農業者であります。面積は合計 7 筆 7,072 ㎡、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。 2 番の案件は、羽黒地内の田について売買するもので、譲受人は認定農業者であります。面積は 1 筆 103 ㎡、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。 3 番の案件は、羽黒地内の田について売買するもので、譲受人は認定農業者であります。面積は合計 4 筆 2,919 ㎡、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。 以上で説明を終わります。
議長	第 2 号議案の所有権移転の事前審査結果について、8 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。
8 番	それでは、ご報告いたします。 第 2 号議案の所有権移転は、中間管理機構が実施する特例事業によるものが 3 件であります。

	詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 2 号議案の所有権移転について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。 （質疑・なしの声）
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。 （農業委員・挙手）
議長	全会一致と認めます。 よって、第 2 号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。 次に、第 2 号議案の利用権設定について審議いたします。 事務局説明願います。
事務局	第 2 号議案の利用権設定をご説明いたします。 議案書 3 ページをお願いします。 第 2 号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 3 件、賃借権を再設定するものが 1 件の計 4 件であります。 1 番から 3 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 10,000 円から 20,000 円であります。 4 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃料は 17,600 円であります。 以上で説明を終わります。
議長	第 2 号議案の利用権設定の事前審査結果について、8 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。
8 番	それでは、ご報告いたします。 第 2 号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 3 件、賃借権を再設定するものが 1 件の計 4 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 2 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並

	びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。 （質疑・なしの声）
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。 （農業委員：挙手）
議長	全会一致と認めます。 よって、第 2 号議案の利用権設定については、承認することに決定いたしました。 次に日程第 4 の報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の該当による届出について」を報告いたします。 事務局説明願います。
事務局	報告第 1 号をご説明いたします。 議案書 4 ページをお願いします。 説明の前に、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の該当による届出の内容について説明させていただきます。 自らが所有する農地を農地以外に利用するときは、農地法第 4 条の転用の許可が必要とされておりますが、利用目的が農業用施設の場合で、必要とされる建築物等の面積が 200 ㎡未満のときは、転用の許可が不要とされ、農業委員会に届出をしていただいているものであります。 1 番の案件は、大長谷地内の田において、農作業場を建設するため届出があったもので、面積は 1 筆 740 ㎡、建築面積は 99.4 ㎡であります。 下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で報告を終わります。
議長	以上で日程第 4 の報告を終わります。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和 8 年 9 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和８年９月 25 日

議　長

3　番

4　番